

## 平成 19 年度特定調達品目検討会設置要領

### 1 目的

国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(平成 12 年法律第 100 号。以下、「グリーン購入法」という。)第 6 条に基づき、国は、特定調達品目(国等が重点的に調達を推進すべき環境物品等の種類)及び判断の基準等を定めた環境物品等の調達の推進に関する基本方針を定めることとされている。特定調達品目については、環境物品等の開発・普及の状況、科学的知見の充実等に応じて適宜追加・見直しを行うこととしており、その検討に当たり、専門的立場より助言を行うため、特定調達品目検討会を設置する。

### 2 検討事項

検討会の検討事項は次のとおりとする。

特定調達品目及びその判断の基準等の検討

その他グリーン購入法に基づく、国等による環境物品等の調達の推進に必要となる事項

### 3 組織等

検討会は、検討事項に関連する学識経験者等のうちから、総合環境政策局長が委嘱する者をもって構成する。

検討会に座長を置き、検討員の互選によってこれを定める。

座長は検討会の議事運営にあたる。

座長に事故があるときは、座長があらかじめ指名する検討員がその職務を代行する。

検討会において特別な事項について検討する必要がある場合には、必要に応じて検討会の下に分科会等を置くことができるものとする。また、検討事項と関係のある者を座長の了解を得た上で参考人として出席させることができるものとする。

### 4 庶務

検討会の庶務は、環境省総合環境政策局環境経済課が行う。